

区内各町会長 殿  
各商店会長 殿

豊島区総務部防災危機管理課  
治安対策担当課長 小島 大二郎

令和 8 年度防犯カメラに関する各種補助金申請に関する調査について  
平素より、本区の治安対策業務につきまして、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。標記の件につきましては、下記のとおり宜しくお願いいたします。

記

1 調査事項

御多忙のところ誠に恐縮ですが、別紙「調査票」の内容をご確認いただき、本調査票作成日時時点で、令和 8 年度に防犯カメラの設置又は更新等の申請予定がある団体につきましては、令和 7 年 8 月 8 日 (金) までに御回答いただきますようお願いいたします。

2 回答方法

下記の①～③のいずれかの方法によりご回答をお願いいたします。

① FAX …豊島区役所 防災危機管理課 治安対策グループ宛てに送信してください。

**FAX 番号 03-3981-5018**

(番号をお間違えの無いように十分注意してください)

② 郵送 …返信用封筒に切手を貼付のうえ、ご郵送をお願いします。

③ 来庁 …豊島区役所 5 階防災危機管理課までお越し頂き、ご提出をお願いします。

3 参考事項

本調査において、補助金申請予定である旨を回答することで、来年度の補助金交付を確約するものではなく、また、本調査の回答をもって来年度の申請を締め切るものではないことを御承知置きますようお願い申し上げます。

防犯カメラに関する各種補助金申請につきましては、同封の参考資料「令和 7 年度豊島区街頭防犯カメラ設置維持管理等に関する補助事業の実施について」を御参照ください。

尚、令和 8 年度の防犯カメラ設置（新規・増設・更新）に関する申請期間については、令和 8 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを予定しております。

<担当・問合せ先>

豊島区 総務部

防災危機管理課 治安対策グループ

担 当：田中

電 話：03-3981-1433（直通）

FAX：03-3981-5018

メールアドレス：A0050011@city.toshima.lg.jp

## 調 査 票

(令和8年度防犯カメラに関する各種補助金申請に関する調査)

|         |  |              |  |
|---------|--|--------------|--|
| 団 体 名   |  | 担 当 者 名      |  |
| 電 話 番 号 |  | メー ル ア ド レ ス |  |

問1 防犯カメラに関する補助金の申請予定(「あり」、「なし」の該当項目に○印)

あり ⇒ 問2 以降、ご回答願います。

なし ⇒ 以上で調査は終了です。(本調査票を提出していただく必要はありません。)

問2 現在、貴団体において管理されている防犯カメラの台数 (区補助金を活用したもの)

\_\_\_\_\_ 台

問3 下表の該当項目にご記入をお願いします。

補助金の種類につきましては、参考資料をご参照ください。

(参考資料は令和7年度の事業内容となります。)

| 補助金の種類 | 申請予定<br>有・無 | 見込み台数 | 申請予定年度 |
|--------|-------------|-------|--------|
| 新規・増設  | 有 ・ 無       | 台     | R 年度   |
| 更 新    | 有 ・ 無       | 台     | R 年度   |
| 保守点検   | 有 ・ 無       | 台     | R 年度   |
| 修 繕    | 有 ・ 無       | 台     | R 年度   |
| 移 設    | 有 ・ 無       | 台     | R 年度   |

|            |                                        |     |        |
|------------|----------------------------------------|-----|--------|
| (記載例)新規・増設 | <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 | 3 台 | R 8 年度 |
|------------|----------------------------------------|-----|--------|

御協力ありがとうございました。



令和7年度  
豊島区街頭防犯カメラ設置維持管理等に関する  
補助事業の実施について



1 補助対象事業

町会、商店会、自治会等の地域団体が主体となって実施する、防犯カメラの設置・維持管理事業。

2 補助条件

防犯のための見守り活動を行うことが条件となっています。

見守り活動というのは、地域団体によるパトロール活動、落書き消去活動、清掃活動等が該当し、月1回以上の実施で、最低でも5年以上の活動の継続が条件となっています。

また、連携事業の組合せは、町会と町会、町会と商店会は大丈夫ですが、商店会と商店会の組合せは除いています。

3 申請期間

(1) 設置関係

令和7年6月1日から6月30日

(事業開始は、申請後、区からの認定が出た後の着手となります。)

(2) 保守・点検・修繕関係

随時受付

(3) 電柱使用料

令和8年1月から2月

(4) 移設関係

随時受付

- この申請期間は、必要書類が全て整った上での申請になりますので、事前に治安対策グループに相談していただければと思います。

また、申請期間外の申請はお受けできませんのでご了承ください。

- 申請用紙等は区のホームページからダウンロード、若しくは担当までお問い合わせください。

#### 4 補助率・補助限度額

##### (1) 設置関係

###### ①【町会単独または町会、商店会との連携事業】

申請団体に対し

補助率 24分の23（都の補助 4分の3、区の補助 24分の5）

補助限度額 750万円（連携する地域団体）

500万円（単独の地域団体）

###### ②【商店会単独、または商店会連合会の事業】

申請団体に対し

補助率 12分の11（都の補助 12分の7、区の補助 3分の1）

補助限度額 500万円

##### (2) 維持管理関係

| 補助金の対象経費 | 防犯カメラ1台<br>当たりの補助率 | 防犯カメラ1台<br>当たりの補助限度額 | 防犯カメラ1台<br>当たりの補助対象経費<br>限度額 |
|----------|--------------------|----------------------|------------------------------|
| 保守点検費    | 6分の5               | 8000円                | 1万円                          |
| 修繕費      | 6分の5               | 16万6000円             | 20万円                         |
| 使用料      | 1分の1               | 3000円                | 3000円                        |
| 移設費      | 1分の1               | 15万円                 | 15万円                         |

※ 千円未満切り捨て

#### 5 補助費の支払い

業者に対して、地域団体が一旦総事業費を支払い、事業完了後、区から補助金を振り込むという手続きの流れとなっています。

融資関係については地域団体にしてお取引のある金融機関等に個別に相談してください。

#### 6 問合せ先

豊島区役所 防災危機管理課 治安対策グループ  
03-3981-1433